

## 第2編

# 坂田の産業と土地区画整理事業



## 第1章 坂田の農業——明治以降の発展

### 農民を苦しめた地租改正

小糸川の西部にあたる周西平野の一部、およそ五〇ヘクタールが坂田村の主な耕地であった。

背後には低い丘陵地帯を有しており、そこは木更津畑沢に接し、山あいにもわずかながら山畑が存在していた。気候温暖、水の確保さえできれば、そこは肥沃な田地として村民に豊かな実りを約束する地であった。しかし、この村には川がない。丘陵はいずれも低く、東京湾と坂田の部落を隔てて細長く伸びているだけで、森林とはいっても裏山程度のものにすぎず、昔から湧水に乏しい土地であった。

農耕、とりわけ稲作にとっては、水は生命である。水の確保のため、坂田の先人たちは血の出るような努力で、丘陵の谷あいに堰を築き、また村の要所には溜池を設けてきた。しかし、それでも坂田の全耕地を潤すには足りず、明治の初期には、水田は全耕地

の約半分にすぎず、その他の畑地では、麦、雑穀、豆類、いも類、木綿、野菜などが栽培されてきた。だが、いったん旱魃に遭遇すれば、もう手のほどこしようがない。天水を神に祈りながら生きてきた、というのが明治初期までの坂田の農民たちの姿であった。

明治の初期、坂田の海岸は広い遠浅の浜辺をもちながらも、まだ海中での海苔養殖法は確立されておらず、若干の有志が細々と海苔養殖を試みていたにすぎなかった。そのほか、数名の漁師たちが打瀬網（手繰網）や地引網で漁業を営んではいたが、それでも生業というわけではなく、近隣の農民たちの食糧を飾る程度のものであった。坂田住民のほとんどは、農業を主体とし、稲作をはじめ農耕によって生計をたてていたのである。

それでも、水利に恵まれない坂田では、水田五割、畑地が五割といった状態で、水田から収穫される米は、その大部分を年貢あるいは小作米として納めなければならず、自分たちの食する飯米にも事欠き、麦、粟餅、きび餅を主食とし、米の飯にありつけることはめつたになかった。まさに、ここ坂田も典型的な貧しい農村の一つであった。

“御一新”をなしとげた明治新政府は、農業政策、農民政策の面でも新機軸を打ち出した。

その一つは、明治五年の庄屋（名主）などの旧来の村役人の廃止、戸長・副戸長の設置と、土地永代売買の禁を解き、田畑勝手作を許したことであった。これによって、農民は自分の所有する田畑で、その土地に合った作物を自由に栽培することができるようになるとともに、田畑を処分して都会へ出ていくことも可能になった。明治三年、平民にも姓を許されたのと合わせて、これは一大改革であった。

#### ■初代千葉県令柴原和

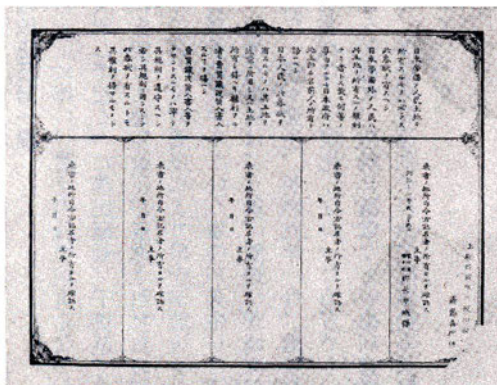
天保三年（一八三二）二月、播磨国（兵庫県）竜野藩の藩士柴原家に生まれる。江戸で学び脱藩して志士の行動に参加。元治元年（一八六四年）、藩校の助教に迎えられ、鳥羽伏見の戦のち藩主を説いて新政府軍に参加させる。明治二年、甲府県大参事となり、同四年七月、宮城県権知事に転任。その後、木更津県権令、印旛県権令を経て、明治六年六月、千葉県設置とともに千葉県権令となり、同月二十九日千葉県令に就任。千葉県行政の最高責任者として、房総の勸業政策につとめ、漁業と製茶などの振興に尽くし、明治三県令の一人といわれた。明治十三年三月、元老院議員に任ぜられ、のち山形県、香川県の知事を歴任、明治二十七年、貴族院議員に選ばれた。

次いで、明治六年七月、新政府は地租改正を実施、旧来の農民保有地に私的所有権を認めるとともに、地券を発行し、それに対して金納定額地租を課した。この地租改正にあたって、千葉県令柴原和は、地券税法取調掛の一人に選ばれ、その立案に参画、全国に先がけて同条令を県下に発布し、その実践にあたった。いわば、千葉県は地租改正のモデル県となったのである。

地租改正の内容は、土地区画を決定し、地価は田地一反歩の収穫高を石代換算し、種肥代、地租、村費を差し引いた残額を一定率で資本還元する方法で算定し、地租は地価の三%、村費一%、収穫の三四%と定められた。このため、農民にとっては負担は以前よりも一層重くなり（江戸時代の年貢はほぼ二八%）、各地で地租改正反対の農民一揆がひん発した。このため明治十年一月には、地租は〇・五%引き下げられ、二・五%とされるとともに、金納に代えて物納も認められることになった。

地租改正は、自ら土地をもたない小作人にとってはいっそう重圧となった。江戸時代には、収穫物のうち三七%を地主に、二八%を領主に献納し、三五%を小作人が得ていたのに対し、地租改正によって旧領主取分に代わる地租が三四%と大幅に引き上げられたのに対し、地主の取分は三四%に、小作人の取分は二八%と大幅に引き下げられたのである。しかも収穫量には関係なく、一定金額を金納することが原則とされたため、凶作の年にはなおいっそう過酷なものとなった。このため、小作人の生活は窮迫の度を加えたが、自作農にとっても地租の負担は重くのしかかり、土地を手離して小作人になる者も後をたたなかった。

坂田においても、村中の田畑が一筆漏らさず調べられ、それらを一等〜五等に等級分



明治の地券証

けし、それに基づいて農民に納税義務が課せられた。例外は許されなかった。

しかし、坂田の水田は水の安定性を欠き、毎年、生産が一定していない。むしろ旱魃に苦しむのが常であり、不作に悩まされていた。そんな事情もおかまいなく、政府は定められた税金を否応なく取り立てた。

この地租改正にあたって、政府は地券という土地所有権利書を発行した。権利があれば義務を負わされる。そんな論法だったのだが、農民にとっては、地券を得たからといって実利を得たわけではなかった。そのため、「地券とは高税に対する不平不満をなだめるため土地所有者に箔をつけた飾りものにすぎない」という見方も生まれた。農民にとって、地租改正は、負担が軽くなる改正ではなくて、負担を一層重くする「改悪」に結果したのである。

とはいえ、力のない農民たちはこの高税に対し正面きって反発するわけにもいかない。では、どうすればよいのか。坂田ばかりでなく、同じような条件下にある久保、中野、本師など周西平野に住む農民の苦悩は尽きることがなかった。

## 久保南陂水車の完成

地租改正による重税は、坂田農民の双肩に重くのしかかっていた。限られた土地での収穫には限度がある。しかも水不足による旱魃におびやかされる年々の繰り返し。坂田の農民たちは地租納入のために、何がしかの収入を求めて朝早くから夜遅くまで働きづめに働いた。

### ■地租改正反対一揆

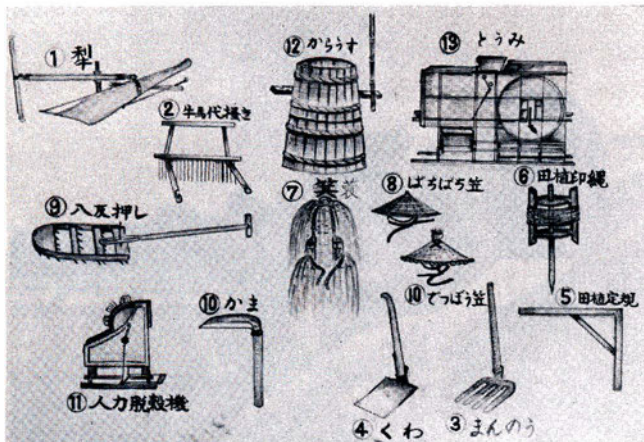
地租改正に伴い、農民の負担が重くなったことに反対して起こった農民騒動。千葉県では、全国に先駆けて地租改正が推進されたため、明治七年二月、反対農民により県庁が放火され、関係書類を焼失するという事件が発生した。その後、明治八年には、三重、愛知、茨城などで大規模な一揆が発生、明治九年一月、地租軽減が実現された。一揆化しなかった地方でも、地租改正を契機に、租税共議権などの権利意識が芽ばえ、国会開設運動や自由民権運動の基盤を形成していった。

坂田の住民にとって幸せであったのは、文政時に始まった「明石醤油」が、年々規模を拡大し、住民たちに手間賃稼ぎの格好の働き場所を提供したことと、明治十六年、新しい海苔養殖法の発見によって、坂田地先に広がる広大な海面での海苔養殖が可能となったことであった。「明石醤油」は、東京の発展と人口の急増、そして東京湾をはさんで対岸に位置する横浜や軍港横須賀の発展に伴って、その需要は急増を遂げ、年々醸造高をふやしつつあった。それに伴って、その仕込みや蔵出し、輸送などの仕事量がふえ、坂田住民の格好の手間賃稼ぎの場となったのである。

また、海苔養殖も、明治十六年以降、新しい養殖法の発見により年々盛んとなり、明治末期、坂田漁業組合が結成された。しかし、手間賃稼ぎや海苔養殖だけでは、とても生計を維持することはできない。当時はまだ生計の基盤は農業であり、農業が安定しないことには、生活の安定もはかれない。明治二十七年、坂田を襲った大旱魃は、坂田住民に改めてそのことを知らしめたのであった。

この年夏、坂田をはじめ周西平野一帯は、未曾有の大旱魃に襲われた。坂田水田の水がめである大関谷、新関谷の水も涸れ果て、水田は渴ききって地割れのできる始末。丹精こめて育ててきた稲も軒並み立ち枯れて、ひどいところでは稲穂の出たのは皆無に等しいという惨状であった。それに加えて、いなごが大発生し、わずかに残った稲穂を喰い荒らす。旱魃には慣れている坂田の農民にとっても、この年の惨状は目を覆うばかりであった。

この一大悲劇の中であって、時の周西村長金田盈蔵は、この地区一帯の農民の永年の悲願を実現すべく、立ち上がったのである。彼は、農民代表を集めては徹夜の協議を重



明治一戦前の農具

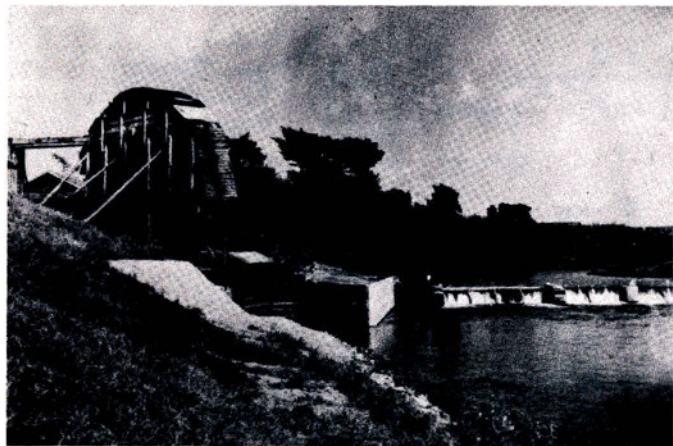
ね、小糸川の水をこの地帯の水田に揚水すべく、水車架設へと動き出したのである。

当時の周西村および八重原村は、いずれも小糸川沿いにありながら、小糸川の流れが耕地に比べて極端に低かったため、その水を水田に漑ぐことができずにいた。このため、周西平野は、土質が良好であるにもかかわらず、水不足による旱魃と、その結果としての不作に悩まされてきた。もし、小糸川の水を揚水して水田に漑ぐことさえできれば、旱魃におびやかされることもなく、年々安定した収穫をあげることができる。それのみならず、水不足のため畑地として雑穀や豆類の作物しかできない耕地を水田に変え、稲作面積を飛躍的に拡大することもできる。村長金田盈蔵の呼びかけに応じて、坂田の農民たちは坂田水利組合を結成して、水車建設に乗り出したのである。

ところで、小糸川の水を水車で汲み上げるには、通常の水車では間に合わない。しかも大量の水を汲み上げようというのだから、それなりの特殊な水車が必要である。さんざん検討を重ねたあげく、彼らは市原郡に住んでいた藤原次郎吉という特殊技術者を発見した。

藤原次郎吉は県下で農業機械の発明者として知られていた。周西村の苦境を聞いた藤原は大いに同情し、久保南陂大水車の架設に全面的な協力を寄せることとなった。総工費は二四〇〇円が見込まれた。また、大水車の架設によって受益する水田は七二町二反二畝七歩、そのうち六・二割を久保地区に、三割を坂田に、残りの〇・八割を耆師に引水することも決定した。

かくて明治二十七年八月一日、建設に着手し、翌二十八年一月十三日、大水車は竣工した。この水車は、輪径三八尺（一二・五メートル）、輪幅六尺四分（約二メートル）、水



久保南陂水車



を汲み上げる函の深さが一尺五寸（約五〇センチ）で左右に連なり、二五六個が備えられているという巨大なもので、当時「東洋第二」の大水車として世間の注目を集めた。

竣工時からこの大水車は快調に回転し、一時間当たり一三八二斛（約三三二〇キロリットル）の水を汲み上げ、周西平野七二町歩余の水田へ流入させるようになった。

久保南陂水車の完成により、周西平野の水田はようやく蘇生した。村人たちの喜びようは、まさに「驚嘆驚喜の絶頂」に達した。

この久保南陂水車の完成を祝して、明治三十一年四月、小糸川べりの水車の近くに記念碑が建てられた。記念碑は、二メートル強の高さの自然石を用いて、威風堂々たるものであった。そこには当時の農民の苦しみと水車完成の喜びが次のように刻まれている。

### 久保南陂水車之碑

内務大臣従二位勲一等子爵芳川顕正公篆額

南総君津郡周西、八重原二村沿小糸川地高川低不可以灌田圃而村中如久保坂田李師往年各為一村今則久保坂田属周西李師併於八重原然猶為一聚落雖土質頗良不能盡其地利秋成無害十歲間僅一二年耳甲午歲旱甚加以虫害久保水田三十六町九段餘其能插秧者不過十之一河壩一帶無青色矣議者曰田以水為命無水則無稻今也工芸日進火輪走為電音傳焉或有利用河水良器豈可束手望雲霓乎坂田李師人亦欲合力與修水利集議累日殆忘眠食有人告曰和泉人藤原次郎吉今寓千葉莚明農桑器械最巧水車乃聘之規画曰非費二千圓不能也則豫定其率課之於三聚落七十式町三段二畝八步其引水久保則十之六分二釐坂田三分李師八釐議諸約堅乃相地勢起工於久保南陂北並鑿板渠三條堰河引水渠頭設閘門置水則中渠濶十二尺長十五尺下通於河左右兩渠濶各一尺下稍廣稍隆其長槩居中渠之半渠窮處設水車狀如并兩輪為一者輪徑三十八

尺輻幅六尺六十四輻湊一穀輪邊左右周函方一尺深五寸其數二百五十六是曰罍桶村皆檜鐵軸貫輟大三寸長十四尺植六柱以受之輪三方安槽高二十八尺受輪運之水曰受水梘村良器完頗極機巧創工於甲午八月一日竣於明年一月十三日是日遠近觀者如堵其排闥也河水瀰瀰入渠中車輪旋轉翻聯聯運左右兩渠之水為瀑落槽中自槽一方奔注田疇勢如激箭料一時間得水千三百八十二斛四斗衆抃躍曰我等蘇生矣爾來三年諸穀皆熟夫耕婦績享終身飽煖之樂望覓之歎聲變為鼓腹擊壤之歌其功亦偉矣哉頃村人請余欲勒其事於石併鐫成功盡力者姓名碑陰使後昆知起工之所因古昔有灌溉得其利為作均水約束刻石立碑以防分爭者

村人之意亦其在乎 此于乃記之

明治三十一年季四月

從七位 重城保 撰 并書

田雲錦 刻

昭和二十四年には坂田地域全部が水利組合に加入、したがって水車費は久保、坂田が折半することになり、このときから両部落五名ずつの委員を選出して、組合を運営した。

坂田をはじめ周西平野の農業に一大変革をもたらしたこの水車も、永年の使用によって老朽化し、昭和四十年一月、その使命を終えて取りこわされた。また、記念碑も土地区画整理事業の推進に伴って移転することとなり、昭和五十五年、君津市久保一丁目三番地に移された。

#### ■小糸川の堰止め

久保水車は、冬の間は分解され、倉庫に格納され、春先き、田植時になると再び組み立てられて、小糸川の水を坂田の水田に汲み上げたところ、小糸川の水面と陸地との落差が大きいため、小糸川の水を汲み上げるためには、水車下流で小糸川を堰止めし、水位を上げる必要があった。この堰止めの日は各部落協議して決められたが、堰が止められると、下流の水がひいて、あちこちに大小の水たまりができ、大きなコイやフナ、ナマス、ウナギなどが跳びはねる。坂田をはじめ近隣の人たちは、大きなアミやバケツをもって、部落総出で繰り出しては、それらの魚をわれ先につかまえて、食膳に供するのであった。このため、小糸川堰止めの日は、部落中が待ち望む楽しみの日であり、春の到来を告げる風物詩の一つでもあった。

## 坂田農業の発展

久保南陂水車の完成は、それまで早魃に悩まされてきた坂田の農業にとって、一大変革をもたらす画期的な出来事であった。この水車から汲みあげられた小糸川の水は、周西平野七二町歩余りの水田にとうとうと注ぎ、潤した。それによって、坂田の水田耕作はようやく安定度を増し、その発展の基礎を築いたといっても過言ではなかった。

引水さえ確保できれば、坂田の田圃は農耕に最も適した土地であった。気候温暖、年間平均雨量も一三〇〇〜一四〇〇ミリ。稲作をはじめ、穀類や蔬菜には格好の土地柄であった。

そのころの肥料はまだ灰、人糞尿、作り肥、厩肥、紫雲英、落葉などの天然肥料であった。これらの肥料はすべて自家労働によって調達されたが、水利を確保した坂田では、稲作は安定し、収穫量は年々増大の一途をたどった。また畑作でも、大豆、小豆、そば、あわ、とうもろこし、馬鈴薯、そら豆、その他各種蔬菜類が広く作付され、自家用に供されるとともに、一部は他に販売し、貴重な現金収入の源となっていた。とりわけ「そら豆」は明治末から大正にかけて広く栽培され、「周西そら豆」として東京に向けて大量に出荷されるまでになった。気候温暖なこの地方では、そら豆の収穫期が五月と他の地方よりも若干早く、消費者から珍重され、この地の特産物となっていた。内房線が開通し、汽車輸送が可能になると、出荷量は急激にふえ、周西駅からは毎年五月の収穫期には「そら豆専用列車」が出て行くまでになった。そして、それは太平洋戦争が始まるまで、坂田の風物詩の一つでもあった。

一方、水田耕作の発達も目ざましかった。明治の末から大正の初期にかけて、過燐酸や硫酸など各種の化学肥料があらわれ、ここ坂田でも次第に使用されるようになった。化学肥料の使用は当初は富裕な農民層に限られていたが、そこで好成績が示されるに及び次第に広がり、大正末期にはほぼすべての農家で使用するまでになった。それに伴って収獲も一層安定し、増大の一途をたどった。

大正七年にはロシアに革命が起こり、日本軍はシベリアに出兵、それに対応して米商人や地主が米を買い占め、米は投機の対象となつて高騰した。大正六年には一俵当たり六円であつた米価は、翌七年には八円四八銭、八年春には一四円六〇銭と暴騰、さらに九年には二〇円に跳ね上がった。わずか四年の間に三・三倍という急騰ぶりであつた。

こうした米価の高騰に対し、大正七年七月、富山県魚津町の漁民の妻女による県外移出米の積み込み拒否に端を発し米騒動が起こり、八月から九月にかけて全国に波及した。騒動参加者は全国で七〇万人、検挙者は数万人に及び、未曾有の大騒乱となり、寺内内閣は総辞職し原内閣が成立してようやく騒ぎは静まった。

この騒乱の中にあつて千葉県下でもいくつかの騒擾事件が起つたが、ここ坂田は平穩のうちに過ぎていった。たしかに、小作人の間では若干の波風は立つたであろうが、それが表面化し争議になるという事態はなかつた。

むしろ坂田では、米価の高騰を歓迎するようなところもあり、そこに坂田の特殊性をみることができる。この当時は、坂田の農業生産は順調に発展を続けており、それに加えて海苔養殖が本格化し、大きく成長を遂げようとしていた。過酷な小作料で不平の絶えない小作人たちも、海苔養殖という新しい収入源の追求に精いっぱい、争議どころ

ではなかったのである。坂田の人々は、全国の騒乱のうわさを耳にしながらも、自らの生活を守るため、農耕にいそむ一方、海苔養殖にはげみ、半農半漁という新しい生活形態を築いていったのである。

## 坂田堰堤の大修理

暮しは比較的豊かであっても、坂田の人々の不安は依然として灌漑用水の不足であった。

久保南陂水車の架設で早魃の悲惨さからは解放されたとはいえ、より完全な水田を維持し、拡大していくためには、やはりもっと確実な水利の便が必要であった。米価が高騰を続ける中で、水田をふやし、米の収穫量をもう一段レベルアップするためにも、それは不可欠であった。

こうした願望に基づいて、昭和三年三月、坂田の住民たちは坂田耕地整理組合を結成し、関谷の築堤の改修工事と用水路の整備、そして田圃の整備に着手した。

この組合の最大の仕事は、坂田の谷あいにある二つの堰、すなわち新関谷（上堰）と大関谷（下堰）の堰堤の修築であった。

大関谷は平安年間に造成されたものといわれ、それ以来一〇〇年近くの間、坂田の水源として、坂田住民の命綱としての役割を果たしていた。新関谷も戦国時代につくられたと伝えられ、大関谷と並んで坂田の水田を潤してきた。

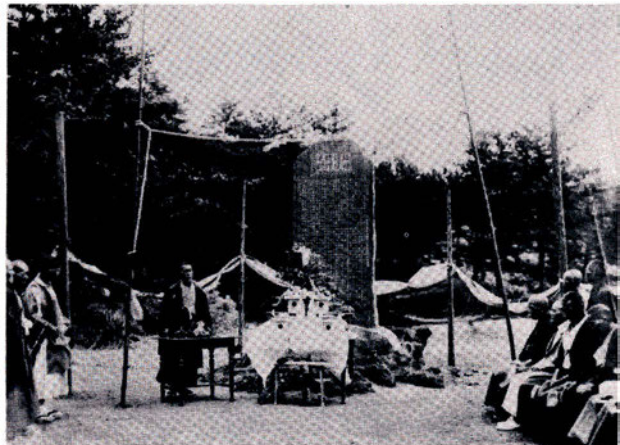
その後、数度の修築が行なわれ、江戸時代、文政年間には築堤の大改修が行なわれ、

また小さな堰が築かれ、「七ツ堰」と称され、坂田の水源としての役割を果たしてきた。しかし、大正十二年九月の関東大震災でその地盤にヒビ割れを起こすとともに、堰堤に欠損を生ずるに至った。また、土砂の堆積などにより、貯水量も減少の一途をたどっていた。

そこで、坂田の農民たちは、昭和三年三月に坂田耕地整理組合を結成し（組合長坂井四郎治）、堰堤および水路の補修事業に着手した。工事に当たっては、千葉県耕地課長山中謙輔の指導の下に、千葉県技師木村寅蔵が測量および設計に当たり、昭和三年三月に着工、二年三カ月の月日をかけ、昭和五年五月、竣工した。工費は総額で一万六四二〇円を要したが、うち三八九円は千葉県の補助金に仰ぎ、残り一万二五三一円は、これによって受益する水田三七町九反四畝六歩で一定の率を定め、面積に応じて負担をした。当時の決して豊かとはいえない坂田の農民にとって、これは大きな負担ではあったが、それにも増して、堰堤の修築と水路の整備による受益は大きかったのである。

この工事の完成によって、関谷（上堰、下堰）の貯水量は従来の二倍以上となり、今まで畑地としてしか利用できなかったところの水田化が可能となった。そして、八町歩余りが水田化され、水田面積は四六町歩となったが、それでもまだ余力を残したほどであった。

この堰堤の完成を祝って、坂田耕地整理組合では、昭和十一年四月、「坂田堰隄修理之碑」を堰堤のほとりに建立した。碑文は千葉県知事石橋雅二郎の題額になるもので、堰堤改修の経緯、工事の内容などが次のように刻まれている。



坂田堰隄修理之碑除幕式(昭和11年4月)

## 坂田堰隄修理之碑

千葉県知事  
従四位勲三等

石原雅二郎題額

史ヲ按スルニ崇神天皇詔シテ曰ク農ハ天下ノ大本ナリ民ノ恃シテ生クル所ナリ 而シテ多ク池溝ヲ開鑿シテ民業ヲ寛ウシ給ヒキ 近世徳川幕府モ亦頗ル意ヲ灌漑用水ニ用ヒ之ヲ以テ勸農ノ重要事業トナセリ 夫レ田ハ水ヲ以テ生命トナス水ナケレバ即チ秧ヲ插シ禾ヲ養ウコト能ハス 故ニ收穫ノ多寡ハ灌漑ノ便否ニ関係スルトコロ至ツテ大ナリ 茲ニ周西村坂田ノ地ニ潢池七アリ俗ニ之ヲ七堰ト称ス 其ノ最モ大ナル者ヲ大関谷及新関谷ノ二所トナス 堰隄ノ起源ハ今ニシテ知ル能ハスト雖モ古来其ノ水ヲ引イテ灌漑ニ便シ今ニ至ルマテ里人其ノ利ニ頼リ先民ノ遺徳ヲ思慕シテ止マス 然リ而シテ星霜ヲ経歴スルコト幾百年淤沈澱復往年ノ如クナラス 明治二十七年早甚シク人皆插秧ニ苦シム 會久保水利組合成ルヲ以テ之ニ加盟シ水車ニ依リテ小糸川ノ水ヲ引ク 而シテ坂田ハ即チ十ノ三分ノ補給ヲ得タリ 然ルニ大正十二年ノ大震ニ地盤罅隙ヲ生シ耕地ノ保水漸ク減シ堰隄亦缺損ス 爾来水量遍ク灌漑スルニ足ラス加ヘ頻年早魃厲ヲ為シ田園枯渴嘉穀登ラス民力疲弊セリ 坂井四郎治深ク之ヲ憂ヒ屢里人ヲ会シ遂ニ坂田耕地整理組合ヲ設立シ首ニ堰隄及水路修理ノ事ヲ決ス 千葉県耕地課長山中謙輔斡旋甚タカム 而シテ千葉県技師木村寅藏測量ノ研究審ニ地形ヲ査ヘ設計全ク成ル 里人歎喜シ力ヲ協セテ事ニ從フ 昭和三年三月工ヲ起シ五年五月之ヲ竣ル 要スル所ノ金一万六千四百二十円余 而シテ県補助金三千八百八十九円其ノ餘ハ即チ豫メ率ヲ定メ之ヲ水田三十七町九段四畝六歩二分課シテ其ノ費ニ充ツ 今工事ノ大要ヲ記センニ兩池ヲ浚渫擴張シ且ツ其ノ中間ナル民有田四段五畝歩ヲ買収シ其ノ地ヨリ採掘セル粘土ヲ以テ堰隄延長百七間ヲ改築シ

## ■先人の知恵「うなぎ止め」

堰堤改修の主たる工事は、上堰と下堰の間にあった民有田四反五畝を買収、取り壊し、新たに延長一〇七間（約一九三メートル）の堰堤を構築することであった。この工事のため、旧堰堤を削り取ったところ、その場所にはもともと存在しなかった重粘土が大量に発見された。この土を調べてみたところ、沖田付近の重粘土と同質のものであることがわかった。古文書によれば、文政年間のころ関谷の改修が行なわれたことが記されており、おそらくその改修の時に、沖田あたりの重粘土を牛馬の背に積んで運び上げたものと思われる。この工事に携った村人たちは、このことを知り、坂田の先人たちの努力のあとを偲んだのである。

吐水口ニハ立樋及伏樋ヲ設ケ水槽ヲ置イテ両樋接合ノ所ヨリ漏水スルコト無カラシム  
 而シテ水路ハ延長五百九十二間混苦力土ヲ以テ之ヲ築造セリ 是ニ於テ両池ノ貯水量ハ  
 舊時二三倍シ流水混々遍リ四十六町歩ノ耕地ヲ潤シテ尚餘力ヲ存セリ 其ノ工事ノ設計  
 及功程等ハ別ニ録シテ簿冊ニ具ハレリ 爾來數年禾穀豐熟夫耕シ婦耨リ終身飽暖ノ樂ヲ  
 享ク其ノ功亦偉ナリト謂ウヘシ頃者里人相議リ其ノ事ヲ石ニ刻シ併セテ成功盡力者ノ姓  
 名ヲ碑陰ニ鐫リ 以テ後昆ヲシテ起工ノ因ル所ヲ知り而シテ將來亦修理ヲ懈ラサラシメ  
 ント欲ス坂井氏來リテ余ヲ訪ヒ之ヲ記センコトヲ囑ス 余當時新シク里人經營ノ状ヲ觀  
 其ノ苦辛ヲ知ル 乃チ辞セス銘ヲ係ケテ曰ク  
 浚渫池塘 修立陂塘 水利功成 邑子相慶 且溉且耕 年穀豐穰 勒石式彰 千載流芳  
 昭和十一年四月

織本 泰 撰文 伊豆三良 書 山口裕弘 刻

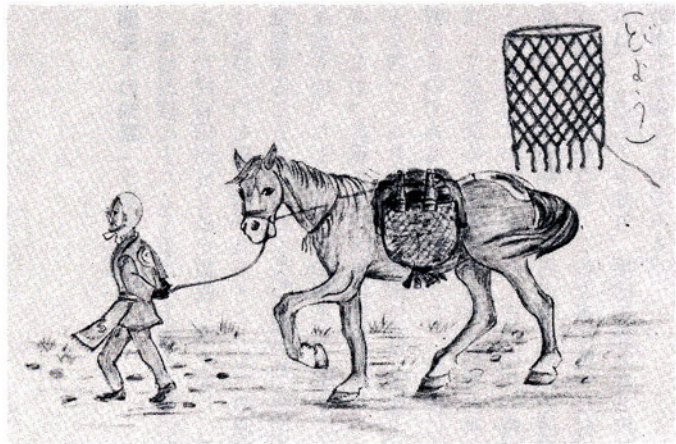
坂田耕地整理組合

組合長 坂井四郎治

組合副長 安藤忠兵衛

評議員

庶務係	平野仁三郎	工事係	牧野信太郎	工事係	廣部弥三郎
同	秋元猪次郎	同	青沢 兵吾	同書記	廣瀬 清助
會計係	平野 甚蔵	同	秋元熊次郎	請負人	木更津町
同	秋元 糸吉	同	秋元富太郎		廣部 国松
同	荻込 常吉	同	坂井音三郎		青堀町
工事係	安藤 正作	同	井祐 與蔵		森 近



粘土の運搬に用いられた「びょう」



## 統制に苦しむ坂田農業

久保南陂水車の完成に次ぐ関谷築堤の大改修によって坂田の農地は水不足の心配のない肥沃田と化した。関谷築堤の改修により水田面積は拡大され、水田七割、畑地三割となり、坂田の農地は、農業経営の理想的な形にほぼ近づいた。

しかし、このころから始まった戦時経済への動きは、坂田の農業にも一抹の影を落としていた。昭和六年に始まった満州事変は、昭和十二年には日華事変へと拡大し、日本は戦争の泥沼に突入していった。そして日中戦争への物資と人員の動員のため、昭和十三年四月、国家総動員法が公布され、経済の戦時統制が強化されていった。さらに、昭和十六年十二月、太平洋戦争が勃発すると、戦時統制は一層強まり、日本経済は軍事色一色にぬりつぶされた。

戦時下における経済統制の中で、農業にもっとも大きな影響を与えたのは米穀の統制であった。米騒動を契機として、米の需給調節を目的として大正十年四月、米穀法が制定され、政府による米穀の買入れや売り渡しが行なわれるようになったが、昭和八年には米穀統制法が制定されて、政府は最高価格と最低価格を定めて米の自由な買入れ、売り渡しを行なうようになった。そして、日中戦争の長期化につれ、昭和十三年には米穀応急措置法を制定し、軍用米の確保を図った。さらに昭和十四年には、米穀配給統制法を制定し、米穀は完全な国家管理の下に置かれることになった。すなわち、米の生産者は、自家で消費する保有米を除きすべての米を国家に供出し、米の消費者は、毎月一定量ずつ国から配給を受ける制度である。それとともに、政府は米穀の増産対策を実施



種り入れの終わった水田(昭和10年頃)

したが、太平洋戦争の激化とともに、食糧不足は深刻となり、昭和十七年二月には食糧管理法を公布、国の統制は麦、小麦粉、いも、大豆、雑穀にまで拡大された。

これら米穀統制の機関となったのが農会と農事実行組合であった。農会は本来、明治三十二年六月に公布された農会法に基づいて府県・郡・市・町村ごとに農事改良を目的に組織された自治団体であったが、大正十一年の新農会法の制定により、農会は強制加入、強制徴収の両権を与えられ、農民統制機関へと変身した。一方、昭和十三年の米穀応急措置法の実施のために組織されたのが農事実行組合で、国の供出割当を戸ごとに配分するとともに、米穀増産を指導することが任務であった。坂田でも農事実行組合が組織され、それらの任務の遂行に当たった。

その後、昭和十八年には、農会法に代わり農業団体系法が制定され、道府県、市町村ごとに農業会を組織、農業における供出・配給・統制、労働力統制の一元化が実施された。

当時の坂田は、青年、壮年の多くが応召し、戦場へと送り込まれていった。また、坂田の農業に大きな力となっていた農耕馬もほとんど軍用に徴発され、その数を減じていった。そして、本土決戦が叫ばれ始めた昭和十八年には、隣村八重原村に海軍第二航空廠八重原工場がつくられ、中学生や青年女子も勤労動員に狩り出された。地元に残るのは老人と婦女子のみ。そうした状況のなかでの増産なのだから、戦場に行った者も残された者も、まさに死闘という形容がピッタリの状況に追い込まれた。そのうえ、国民一人当たりの配給米は一日二・三合。それも戦争が激しくなるにつれて二・一合となり、やがて米の中に麦、いも、雑穀が混ぜ込まれる事態となった。もちろん、それは坂田だけではなく、全国的なものであった。農地を持たない都会に比べて、坂田はそれでもまだ恵



矢羽田より加知畑、原を望む(後方に海苔干場がみえる)(昭和10年頃)

まれていたほうであった。

## 農地改革と君津農協の発足

昭和二十年八月十五日、日本はポツダム宣言を受諾、太平洋戦争は終わりを告げた。国民全員の死闘も報いられぬままの無条件降伏。国民の多くは、ようやく訪れた平和に安堵の胸をなでおろしたが、農民たちの苦しみはそれで終わったわけではなかった。

ポツダム宣言の受諾により、日本は連合国軍の占領下に置かれることになり、連合国軍総司令部（GHQ）が設置された。GHQ総司令官マッカーサーは、基本的人権の確保、婦人参政権の付与、学制の改革、財閥解体など、日本の政治・経済・文化のすべてにわたって次々と改革を指令、実施していった。そして、農業においては、農業の民主化、すなわち農地解放を推進していった。

昭和二十年十二月、GHQは「農地改革についての覚書」を指令した。この覚書は、「数世紀にわたる封建的な圧制の下に、日本農民を奴隷化してきた経済的くびきを打破するために、耕作農民の利益を保証するような処置をとることを日本政府に指令したもので、農業構造上の有害物を取り除くことを目的とするとして、次の五項目をあげている。

- 一、極端な零細農民形態
- 二、小作人にきわめて不利な小作制度
- 三、農村の負債が重く農業資金の利率が高い
- 四、政府の財政政策が農業を犠牲にして商工業に有利



自動脱穀機による脱穀作業(昭和17年9月)

五、政府の農業統制が農民の利益を無視している

そして、「このような農村の基本的な禍根が根絶されない間は、日本の農民の解放は、はじまらないだろう」と述べ、最後に、昭和二十一年三月十五日までに次の項目を内容とする農地改革の具体案の提出を要求した。

一、不在地主から耕作者に対する土地所有権の移転

二、耕作しない所有者から農地を適正価格で買い取る制度

三、小作人の収入に相応した年賦償還による小作人の農地買取制

四、自作農になった小作人が再び小作人に逆もどりしないための具体的措置

この指令に基づいて、昭和二十年十二月十八日、農地調整法が成立、不在地主の全小作地と在村地主の五町歩をこえる小作地を解放して、五年以内にこれらの解放地について自作農の創設を行なうほか、小作料の金納化、耕作権の安定化、農地委員会の民主的な改組を図ることとされた。第一次農地改革といわれるのがこれである。

しかし、この内容はGHQの承認を得ることができず、小作料の金納化と農地価格が決定されただけで、他は実施されなかった。それに代わって、GHQは新しい農地改革案を作成し、日本政府に勧告を行なった。

政府はこの勧告に従い、二十二年九月、「自作農創設特別措置法」および「農地調整法改正法」を国会に上程、同年十月、可決成立した。これが第二次農地改革といわれるもので、その内容は次のとおりであった。

一、不在地主の全小作地、在村地主の平均一町歩をこえる小作地（北海道は四町歩）

および自作地の平均三町歩（北海道は一二町歩）をこえる部分を解放する。



田植を待つ田圃(昭和40年頃)

二、解放地は国が買い上げ、売り渡しを行なう。この場合の買い上げ価格は、田は賃貸価格の四〇倍（標準田で七六〇円）、畑は四八倍（標準畑で四五〇円）とされた。

一方、売り渡しについては、一部を現金一時払いとし、残りは年賦払い（二四年賦、年利三分二厘）とされた。

こうして解放された全国の農地面積は一七四万二〇〇町歩にのぼった。これにより、昭和十六年に全国農地の四六・二%を占めた小作地は、二十四年には一三・一%まで減少し、全国で二〇〇万戸以上の新しい自作農民が生まれた。

君津町では、昭和二十二年十月二日から二十四年十月二日まで、八回にわたって小作地の買収が行なわれた。地区ごとの買収件数および買収面積は以下のとおりであった。

	買収件数	買収面積
君津地区	四三五件	一六七八町歩
周南地区	二〇五件	八八一町歩
貞元地区	二六一件	一二三二町歩

この農地改革に当たって、昭和二十一年十二月、君津町農地委員（第一期）が選挙で選ばれた。坂田からは坂井音三郎が選ばれ、また君津町農地委員会補助員として平野秋蔵、広部喜惣治が選ばれ、それぞれ活躍した。

農地改革はそれまでの農村構造を根底から覆す大変革であったため、各地で農地紛争が頻発したが、坂田では不在地主は皆無で、またとりわけ大きな地主もいなかった。で、若干の問題を残しながらも、平穩のうちに実施された。

戦後の農業民主化は、当然のことながら農民団体の民主化にも及んだ。



田植え（昭和40年頃）

戦時中の昭和十八年三月、農業団体法が公布され、かつての農会系統のものと産業組合系統のものが合体され、農業会が発足、農民統制の一元化が実現された。しかし、戦後になって、農業会を解散し、新たな農民の自主的組織として農業協同組合を結成することを目的に、二十二年十二月十五日、農業協同組合法が施行された。

同法は、アメリカの協同組合に範をとったもので、その主要点は次のとおりであった。  
一、正組合員は農民に限る。ここでいう農民とは、「みずから農業を営み、又は農業に従事する個人」である。

二、組合員の加入脱退は自由である。

三、組合の事業では、生産協同体的な面が中心である（たとえば、共同購入、共同販売など）。

四、組合員の経済的地位を改善するために、団体交渉権が与えられている。

五、組合に対する行政監督が縮小されている。

すなわち、農地解放で誕生した自営農民の自主的な組織として農業協同組合を結成し、共同購入、共同販売など生産・販売面で協同するとともに、農民の経済的地位の向上を図るというのが立法の精神であった。

同法に基づいて、昭和二十三年二月、君津町農業協同組合が組織され、坂田の農民の多くも組合員となった。坂田からは広部徳蔵が農協理事に選ばれたが、以後、下段の人が農協役員に選ばれている。

■坂田出身の農協役員

氏名	役職	在任期間
広部 徳蔵	理事	23年～25年
広部 徳蔵	監事	25年～27年
秋元 理平	理事	25年～30年
平野 與吉	理事	27年～30年
安藤 悟	理事	30年～36年
井祐 真平	監事	30年～33年
錦織 春吉	理事	33年～39年
安藤 正	監事	39年
安藤 正	理事	40年～43年
齊藤 保	理事	43年～

## 本名輪地区への揚水と強制供出の苦勞

昭和二十二年には、坂田の農業にも一つの危機が訪れた。

昭和二十二年という年は、はじめからいやな予感のする年だった。敗戦の混乱はまだ続き、世相は不安定。食糧不足の中で供出は厳しく、食糧の確保は供出農家にとっても決して楽ではない。何としても一俵でも多く収穫したいというのが坂田住民の願いであった。

ところが、この年に限って、四月二十日に雨が降ったきり、雨らしい雨がな。坂田では例年、田植えが六月初旬から中旬、収穫は十月初旬から中旬だったが、肝心要の田植えどきになっても雨が降らない。ことここに至り、水の確保がまたまた部落の重要問題となったのである。

当時、用水管理は部落役員が担当していた。したがって、「用水確保」は部落世話人の重大職務の一つであった。

世話人代表広瀬皓は世話人と相談、六月五日に部落常会（総会）を召集して用水確保について部落民にはかり、次のことを決定した。

- 一、今年度、水委員会を特設して水問題に当たる。委員は各班より一名選出する。
- 二、大和田水利組合より田植用水を「水もらい」する。
- 三、六月六日、全用水路を溝払いする。

これによって田植えもなんとか終わったけれど、その後も雨らしい雨がな。例年なら坂田の水田を満々たる水で満たす梅雨に入っても、まったくの「カラ梅雨」。七月とも



陸苗代(昭和40年頃)

なれば炎暑はますます激しくなり、水田は干上がる一方。八月に入ると、頼みの綱の大関谷（下堰）は完全に干上がって「ぬたはらい」を終え、新関谷（上堰）も涸渇状態。

平地の水田は久保水車からの揚水によって水を確保されると思っていたものの、平地の水田も水涸れに陥った。とりわけ字八反免耕地も水不足となり、八月十三日、大和田から水もらいをし、引水のため一部水田を掘り下げて誘水し、やっと急場をのがれた。

これでホッとしたのもつかの間、本名輪地区で水涸れが発生し、緊急事態に直面した。ここに至り、部落世話人は部落総会を緊急招集し、久保用水を花の井地先からポンプアップして引水することを決定した。そして、貞元地区から揚水ポンプを至急借り集め、坂田からは石油発動機二台を用意し、消防用の手挽消防車も動員して、八月二十四日午後一時からいっせいに揚水を開始した。揚水作業は昼夜を分かたず続けられ、二十六日午前一時一〇分、引水を完了した。部落員総出の必死の努力で、本名輪地区の水田は守られたのである。

その二日後の八月二十八日、突如として激しい雨が降りはじめ、坂田の全耕地を潤した。皮肉といえば皮肉であったが、水田を守るために部落民一致協力して事に当たったことは、その後の部落の団結を強めるうえで大きな力となったのであった。

ところが、翌二十三年、新たな難事が坂田農民を襲った。

「日本は今戦争に負け食糧が不足して非常に困窮しており、アメリカが諸物資を放出して救済しているのである。君達は同胞が飢餓状態にあるとき之を救う義務がある。よって三月二十八日の日没迄に各市町村長は其の責任に於て供米を完了すべし。以上占領軍命令である。君達は其の責任が果せない場合、今後其の市町村へは一切米の配給を行わ



水苗代の苗採り(昭和40年頃)



ないから左様心得よ。」

昭和二十三年三月、君津郡周辺の町村長と供出米担当者らは、占領軍係官によって千葉市院内小学校に緊急召集された。なにごとかならんと駆付けけると、彼らを待っていたのはこの「マッカーサー命令」という一片のきびしい通達であった。

君津町長鈴木誠一はさっそく各実行組合長を役場に集め協力を要請した。また、農事実行委員が中心となって、各部落への供出割当に当たった。

この時の坂田の区長は伏居岩吉であった。戦後の食糧難の時代、米の生産地である坂田でも例外ではなかった。労働力の中心となるべき青壮年が出征し、坂田の田畑も荒廃していた。加えて、肥料不足、前年の早魃などにより、収穫量は平年作を下回っていた。坂田でも、飯米の確保もままならず、むぎや雑穀、いもを作って飢えをしのいでいたのである。

そこへもってきての強制供出の命令である。しかもGHQ最高指令官マッカーサーからの直々の指令とあっては、抵抗は許されない。部落世話人、実行組合長の平野秋蔵などが中心となって、対策を協議、部落総会を開いて全農家の協力を要請した。

しかし、前年の供出に加えての新たな供出。もし、それを実行すれば、自分の飯米どころか、種まきのための種籾まで供出せざるを得ない農民も出る始末。部落総会で一軒一軒への割り当て量を決定したあとでも、部落の有志たちは、これらの部落民をどうして救うか、夜を徹して協議を重ねたのであった。その結果、割当量については全員一致協力して実施する。そのうえで、どうしても飯米の不足する家庭については、飯米を申し出て配給を受けるという方法でこの難事を乗り切った。

#### ■米搗場の設置

戦後の食糧難の中で、坂田でも食糧不足は深刻であった。とりわけ、昭和二十二年には早魃に見舞われたこともあり、収穫が減少、食糧確保は住民の重要課題となった。

坂田では、それまで米搗きは業者に委託して実施していた。玄米を業者に渡し、米を搗いてもらい、精米を受け取るのである。ところが、業者の米搗きによると、本来受け取れるはずの米の量が少なくなるなど不明朗のことが少なくなかった。おまけに、米搗きの副産物のヌカも業者のものになってしまう。

こうしたことから、時の実行組合長秋元理平は、組合員とはかり、実行組合管理の米搗場を設置することにした。建物は軍の作業場の払い下げを受け、坂田部落のほぼ中心にあたる西五龍の長福寺の用地に一五坪の米搗場を建設した。そして、三相モーター（二馬力）、精米機、精麦機各一台を設置、色部金治を管理人として、精米、精麦作業に当たった。

自主管理の米搗場の設置により、以前のような不明朗なことは皆無となった。しかし、食糧事情の好転とともに、昭和二十八年廃止した。

等級別各班一覽表

8	9	10	11	12	13	14	計
町反畝歩 4.5.21	町反畝歩	町反畝歩 2.6.08	町反畝歩 9.5.07	町反畝歩 1.1.6.09	町反畝歩 4.00	町反畝歩 2.3.18	町反畝歩 3.5.0.11
2.5.26	3.3.28	5.2.28	1.2.8.00	1.3.6.10	6.00	1.9.24	4.5.9.14
9.7.12	2.5.16	5.4.25	4.1.02	5.8.16	5.8.16	2.2.24	7.9.8.20
5.2.06		5.8.28	1.1.29	3.6.15	1.6.29	8.09	5.0.5.21
5.2.27		6.5.23	2.7.24	7.0.03	7.13	3.09	5.4.4.14
1.1.03	1.4.18	1.1.18	2.4.18	7.0.23		8.15	4.1.8.09
2.1.07	4.1.00	4.3.12	1.0.7.05	6.0.19	9.06		4.6.0.19
8.8.22	2.9.01	1.2.0.26	4.1.10	6.5.22		1.4.03	7.0.8.02
1.1.2.05	2.4.06	8.1.05	5.2.06	1.0.9.00	3.3.16		6.4.7.17
6.0.27		6.4.27	8.6.09	9.5.29	1.2.18		3.9.6.08
5.6.8.06	1.3.2.23	5.5.2.01	6.2.9.13	8.6.3.01	1.4.7.28	1.0.0.12	52.8.9.15

収による生産量と訂正反収量による生産収量

8	9	10	11	12	13	14	計
町反畝歩 5.3.3.28	町反畝歩 1.2.2.03	町反畝歩 5.3.5.22	町反畝歩 6.3.0.12	町反畝歩 7.1.7.03	町反畝歩 1.3.2.02	反畝歩 4.8.26	町反畝歩 48.5.2.13
石斗升 2.3.0	石斗升 2.2.4	石斗升 2.1.5	石斗升 2.0.1	石斗升 1.8.5	石斗升 1.6.7	石斗升 1.3.0	—
122.5.7	27.3.5	115.1.8	126.7.1	132.6.6	22.0.5	6.3.5	1,077.0.9
48.1.2	32.4.2	4.3.3	116.0.4	24.0.3	277.6.4	16.7.3	—
120.9.8	26.9.8	113.5.7	124.8.1	130.5.1	21.6.5	6.2.0	1,064.0.1

坂田部落供出米についての内容

坂田供出農家耕作面積	48町5反2畝13歩
平均反収(10等級)	2石1斗3升5合
生産量	1,064石0斗1升
保有量	604石1斗0升
差引数量	459石9斗1升
災害調整	18石1斗4升
坂田確保供出数量	441石7斗7升

■坂田部落供出米の計算基準

供出米割当については常に実行組合の総会を行ない坂田選出の食糧調整委員等の説明を受け慎重に実施した。  
供出量の計算は実行組合長を長として各班の班長10名にて行なうも食糧事情もからみ大変な毎日だった。

昭和29年度 水稲 総面積

班別	等級		1		2		3		4		5		6		7		
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	
1, 2								3.25		1.4.12					1.3.14		7.17
3			6.21					5.11						3.6.16		8.00	
4			7.8.22		6.1.20		7.28		1.0.5.17		2.6.25		2.0.0.14			1.7.09	
5			5.0.24		2.6.02				5.0.27		1.0.28		1.8.2.04				
6			1.1.06		2.19				8.4.23		3.4.00		1.7.2.03			1.2.14	
7			1.2.28		6.26		1.9.10		8.0.21		3.4.16		1.2.0.14			2.09	
8			4.27						8.3.02		1.4.11		6.8.20			7.00	
9			1.5.19		3.3.07				6.5.19		2.2.20		2.1.1.03				
10			1.1.20						2.8.05		1.4.13		1.6.3.25			1.7.06	
11					1.2.17				1.3.16		8.19		4.0.26				
計	1.8.5.26				1.4.9.22			3.6.14	5.2.6.22		1.6.6.12		12.0.9.19			7.1.25	

不完全農家(供出をしない農家)耕作面積 4町3反7畝02歩

昭和29年度 坂田供出農家耕作反別と基準反

等級	1		2		3		4		5		6		7			
	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩	町	反	畝	歩
面積	1.8.5.25				1.2.6.05			1.7.04	4.6.9.25		9.9.25		11.6.1.21			7.1.25
基準反収量	石斗升 2.6.1				石斗升 2.5.9			石斗升 2.5.5	石斗升 2.5.0		石斗升 2.4.4		石斗升 2.4.1			石斗升 2.3.6
総収量	48.5.0				32.6.7			4.3.6	117.4.5		24.3.3		279.9.6			16.9.5
訂正反収量	2.5.9				2.5.7			2.5.3	2.4.7		2.4.1		2.3.9			2.3.3
訂正反収量による生産収量	48.1.2				32.4.2			4.3.3	116.0.4		24.0.3		277.6.4			16.7.3



メリーテラーによる供出米の運搬(昭和30年頃)

## 農業機械化の先駆者たち

戦後の食糧難の時代も終わり、二十年代後半にはわが国もようやく落ち着きを取り戻してきた。化学肥料や農薬なども次第に出回り、坂田の農業もようやく盛時の勢いを取り戻した。それとともに、動力脱穀機や耕うん機などの農業機械が登場し、普及の緒につきはじめた。

戦前の坂田では、ある程度の規模以上の農家では農耕牛馬を持ち、坂田全体では数十頭に及んでいた。役牛は使役、管理が容易なために次第に数を増し、また馬は、戦時中、軍馬として駆り出され、数頭を残すだけになってしまったため、戦後は役牛が坂田の農耕の主役となっていた。

「坂田のボタ草履」といういい方があった。語感からいっても決していい意味ではない。「ボタ草履」とは、この地方では積極性のない人を揶揄するときにする俗語である。昔から坂田近隣の人たちは、ときには坂田の人々をそう呼んだ。

たしかに、それは坂田の人々の一面をついた言葉であったかもしれない。生活の貧しさは同じでも、坂田は、背後に小高い山林を有し、それを一やま越えれば、遠浅の広大な海が広がっていた。その意味で、坂田は、農業、林業、漁業と、自然の天恵に恵まれていた。農業なら農業だけ、漁業なら漁業一辺倒というのではなく、いわば地の利ではこの周辺では一頭地を抜いていた。この地方に大きな問題が起こっても、その困窮の度合いは他の部落に比べて軽微であった。一方、坂田では、どちらかといえば「おっとり」していたことも否めない。おそらく「坂田のボタ草履」という呼称は、こうした坂田の



メリーテラーによる田うない(昭和26年)

人々の資質を指して付けられたものであろう。

しかし、眼を現実に向けたとき、彼らは決して“おっとり”型の保守主義者ではない。海苔養殖の研究、農業機械の導入、あるいは土地区画整理事業への取り組みでも、彼らは“ボタ草履”どころか、“草駄天”のごとき敏捷さをみせたのである。

“草駄天”ぶりは、戦後の農業機械化でもいかになく発揮された。坂田の農民は、近隣の農村に先駆けて脱穀機械や耕うん機の導入をはかったのである。

戦後、アメリカから渡来したメリーテラーが初めて坂田に登場したのは、昭和二十九年のことであった。その後、国産機が登場するに及び、坂田の農民たちは先を競ってその導入を図り、またたく間に一軒に一台を保有するようになった。その普及は、他のどの村よりも早かったといえよう。

この耕うん機の急速な普及には、坂田ならではの特殊な事情があった。すなわち、坂田の農民は、農民とはいっても、半農半漁の人々であった。それどころか、昭和三十年ごろには、坂田の海苔は「上総海苔」としてその優秀性が認められ、海苔養殖は繁忙をきわめ、どちらかといえば“漁主農従”の状態にあった。こうした状態の中で、漁業と両立させるにはどうしたらよいのか。それには農業の機械化により農事をいち早くきりあげて、海苔養殖に専念することである。幸い、海苔養殖による現金収入の増大は、高価な農業機械の購入をも可能ならしめてくれたのである。

それどころか、坂田の人々は折ちゅう苗代とか畑苗代といって、早植えを勵行した。田植えの季節ともなれば、“早乙女”と称する人たちが坂田に押し寄せて、数日のうちに坂田田圃の田植えを終えてしまうのが普通であった。その有様は壯観で、坂田風物詩の



メリーテラーによる代播き(昭和26年)

一つであった。

こうして三十年代の前半は、農業と海苔養殖があたかも「車の両輪」のように働いて、坂田にとっても充実した時代であった。

坂田農業が黄金時代にあった昭和三十年代半ば、この平和な農漁村にも重化学工業化の波が押し寄せてきた。八幡製鉄の進出に伴う千葉県の要請により、四十年には坂田漁業協同組合は漁業権を放棄、坂田地先の海は埋め立てられ、世界最大の君津製鉄所が誕生した。君津製鉄所の操業開始に伴って大量の新民が移住、君津市は工業都市へと生まれかわった。

こうした時代の流れに即応し、坂田の有志により、昭和四十二年には「坂田土地区画整理組合」発起人会が結成され、四十四年十月、正式発足をみた。先祖伝来の坂田地区水田を埋め立て、そこに商業を中心とした商店街と住宅街をつくろうという壮大な計画である。時代の流れとはいえ、幾百年、いやそれ以上の歴史をもつ坂田の農業の終えんは、実にあっけなくやってきたのである。

現在、かつての田圃はことごとく造成され、整然と区画された道路と商住街に生まれかわっている。かつては、田植え後の六月には緑のじゅうたんのごとく広がり、秋の収穫時には黄金色の稲穂が波打っていたそのあたりに、昔のよすがを思い出させるものは何一つ残っていない。しかし、坂田は君津駅を中心に商住地区として変貌を遂げつつあり、坂田の「第二世紀」に向けて、新たな息吹きがただよっている。